

第3 外部監査の結果に添えて提出する意見

1. 農地保有合理化事業について

(1) 既存の長期保有土地の処分

他県と異なり、青森県農村開発公社は農地開発を行っていないことから、長期保有土地の発生は比較的少ないようである。既存の長期保有土地の発生理由は様々であるが、事業者の経営悪化の他、病気や交通事故などやむを得ない理由によるものもあり、事業の性格上その発生を皆無に抑えることが困難であることは否定できない。

長期保有土地については、買手がおらずに一部現在遊休状態のものもある。公社が管理責任を負わねばならない上に、固定資産税などの費用負担も帰属することを鑑みれば、早期の売却が期待されるところである。

(2) 長期保有土地の新規発生の抑制

新規の契約に際して、長期保有土地が発生するリスク及び長期保有土地が発生した場合の損害を最小限に抑えるため、公社サイドの自己管理が必要であろう。平成14年度から、一時貸付にあたっての保証金の徴収、売渡枠の上限設定や審査体制の充実など新しい取組みが行われている。

2. 正味財産増減計算書の様式について

前述のとおり、農地売買事業（一時貸付タイプ）では、用地の売渡価格から貸付期間中に収受した貸付料相当額を控除した額をもって、売渡時の精算金額としている。

例えば、用地の購入価格1,000、用地の売渡価格1,000、毎年の貸付料30（5年間）とすれば、売渡時の精算金額は850となる。貸付料収入30を毎年長期借入金返済に充当する場合、公社では貸借対照表の用地勘定を30ずつ減額し、期末の用地勘定残高と長期借入金残高を合わせてきた。この会計処理が誤りであることは、既に述べたとおりである。毎年の貸付料30はあくまで用地の使用対価であって、用地売渡代金の一部ではない。

企業会計では、一つの会計事実があった場合、法的な側面と経済的な取引の実態（さらには税務上の取扱い）を総合的に判断し、その取引が損益取引であるか資本取引（損益取引でないの意味）かが決定される。事例の場合には、貸付料収入30か、負債（例えば前受金、預り金等）30の増加のいずれかである。

しかしながら、現行の公社の会計処理では、30の入金に、貸付料収入30と土地売渡代金前受30の二つの意味を持たせていると考える。企業会計であれば、売渡の時点で、入金850と用地勘定帳簿価額1,000との差額150は用地売却損（あるいは用地値引額）として明示されることになるが、従来の公社決算書では、これらが明確には把握できない状況である。その原因は、ストック式正味財産増減計算書にあるものと判断した。

現在の公益法人会計基準では、ストック式正味財産増減計算書が原則であり、フロー式正味財産増減計算書（企業会計における損益計算書のようなもの）の選択も可能との取扱いになっているため、公社の決算書の表示方法が誤っている訳ではない。しかしながら、収支計算書及びストック式正味財産増減計算書だけでは、正味財産増減の発生要因が把握できない。したがって、今後フロー式正味財産増減計算書の作成を検討すべきものとする。（その場合、資産及び負債の重要な科目別増減額の注記が必要になる。）なお、平成15年3月28日に公表された「公益法人会計基準検討会報告書」（総務省内公益法人会計基準検討会、座長加古宜士早稲田大学教授）では、正味財産増減計算書をフロー式一本に統一すべきである、との考え方を示している。

3. 引当金について

平成14年12月10日付で(社)全国農地保有合理化協会から、「『農地保有合理化促進事業関係引当金等処理基準』の改正について」という通知（以下、「通知」という。）が公社宛に来ている。それによると、同協会が従来出していた「農地保有合理化促進事業関係引当金等処理基準」を改正し、貸借対照表に表示する引当金を、合理化事業用地損失引当金、貸倒引当金及び小作料減額引当金の3つとしている。

前述のとおり、これら3つの引当金及び退職給与引当金のみを貸借対照表に計上し、他の引当金は全額取り崩すべきものとする。以下、各引当金の内容及び計上基準について述べる。

(1) 合理化事業用地損失引当金

通知では、この引当金は、農地保有合理化事業により保有する農用地等の時価が取得価額（簿価）より下落したときに、回復する見込みがあると認められる場合を除き、取得価額と時価との差額を計上するものとしている。通知では、時価の算定に当たり、当分の間、固定資産評価額倍率方式によるほか、既存の統計資料、調査資料等に基づき算定する簡易法を採用することができるものとしている。

例えば、利子助成の切れた長期保有農地（5年超）のみを対象とし、各農地の取得年（該当がない場合にはその近くの年）の農業会議調査近傍農地単価（市町村別）に対する決算期末直近調査の当該単価の下落率によって時価を推定する方法が考えられる。

ちなみに、青森県農業会議が発表した2003年田畑売買価格調査結果によると、純農業地域の中田価格は県平均68万円で過去最高の1982年の128万4千円の半値近くまで下がっている。

(2) 貸倒引当金

未収金その他の債権の貸倒による損失に備えて計上するものである。

「金融商品会計に関する実務指針」（平成12年1月31日日本公認会計士協会会計

制度委員会報告第14号)では、債権を、一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等の3つに区分することとしている。一般債権については過去の貸倒実績率等の合理的な基準により貸倒見積高を算定する。貸倒懸念債権については、財務内容評価法またはキャッシュフロー見積法により、貸倒見積高を算定する。また、破産更生債権等については、債権額から担保の処分額及び保証による回収見込額を減額し、その残額を貸倒見積高とすることとしている。

会社の貸倒引当金の計上基準も、実務指針の取扱いに準じて算定すべきものとする。ただし、公社では過去において一度も貸倒損失の計上を行っていない(しかし、平成15年度において貸倒処理すべき未収金が存在することは前述のとおりである。)ことから、一般債権に係る貸倒実績率については、当分の間、例えば法人税法で定める中小企業の貸倒引当金の法定繰入率(その他の事業1000分の6)を採用することも考えられる。

③小作料減額引当金

農地保有合理化事業の結果発生する小作料減額請求による損失に備えるため計上するものである。通知では、小作料債権額に過去の減額請求率を乗じて得た額を計上するものとしている。

現在、公社では、農地賃貸借事業により受け取る金額(小作料の0.5%の手数料及び一括前払を受けた地主の1%の負担金)のうち1%相当分を計上しており、平成14年度末残高は54,115千円となっている。

公社では、大凶作の平成5年に約1億3百万円の小作料減額を行っている。平成15年も冷害で収穫が激減しているため、小作料減額請求が相当の額になることが予想される。従って、平成15年度の小作料減額請求実績を踏まえて過去の減額請求率を算出し、引当金算定の根拠とすべきものとする。

IV. 財団法人青い森振興公社

第1 財団法人青い森振興公社の概要

1. 沿革

青森県では、戦後の荒廃した森林資源の回復と県土の保全を図るため、昭和36年度に策定した「青森県民有林造林長期計画」に基づき、民有林造林の推進を図ってきたが、高度経済成長による農山村地域からの労働力流出や薪炭生産の縮小による所得の低下から森林所有者による造林が停滞した。

このため、公的造林資本の導入により森林資源を計画的に造成するとともに、地域林業の振興、雇用の確保を通じた農山村経済の振興、県土の保全等を図るため、昭和45年4月に財団法人青森県造林公社が設立された。同公社は、昭和61年3月に「分収林特別措置法」に基づく森林整備法人の認定を受けた。

平成9年度末には「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき林業労働力対策を総合的に推進するための機関として、林業労働力確保支援センターの指定を受けた。平成10年4月には名称を財団法人青い森振興公社(以下、「青い森振興公社」という。)に変更し、従来からの分収造林事業に加え、国土保全機能、保健休養機能等広範囲な森林の活用を生かした諸活動を行うこととした。

平成13年3月、青森県公社等経営委員会の検討結果報告書において、分収造林事業廃止の提言が行われた。さらに、平成14年2月末に青森県公社等改革推進チームが公表した「公社等改革推進計画」に基づき、青い森振興公社は平成15年4月に社団法人青森県農村開発公社と統合することとし、平成15年3月31日をもって解散した。

2. 主要な事業

- (1)分収造林事業
- (2)林業労働力確保支援センター事業

3. 分収造林の実績

第1期	6,086ha	(昭和45年度から昭和59年度)
第2期	3,507ha	(昭和60年度から平成7年度)
第3期	822ha	(平成8年度から平成14年度)
合計	10,415ha	

4. 基本金 20,000千円(100%青森県出資)

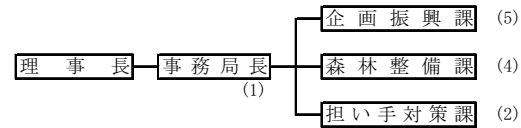
5. 役職員（平成14年4月1日現在）

(1) 役員 10名（理事9名、監事1名）

(2) 職員

- ① 職員 12名
 - 県派遣 (4名)
 - プロパー (8名)
- ② 嘱託職員 2名
- 合計 14名

6. 組織図（平成14年4月1日現在）



7. 植栽の計画と実績（平成15年3月末現在）

(単位:ha)

	年度	計画	実績	解約	現存面積	
一 期	S.45	100	100.87	10.76	90.11	
	46	200	210.50	13.19	197.31	
	47	300	304.16	28.91	275.25	
	48	450	453.11	15.37	437.74	
	49	450	451.14	2.76	448.38	
	50	450	452.78	15.33	437.45	
	51	450	450.12	10.82	439.30	
	52	450	490.00	2.12	487.88	
	53	450	504.18	6.14	498.04	
	54	450	450.74	5.73	445.01	
	55	450	450.79	3.56	447.23	
	56	450	450.06	2.58	447.48	
	57	450	470.44	2.62	467.82	
	58	450	501.11	5.86	495.25	
	59	450	345.71	5.25	340.46	
		計	6,000	6,085.71	131.00	5,954.71
	二 期	60	320	327.19	3.67	323.52
61		320	320.00	5.33	314.67	
62		320	320.00	3.45	316.55	
63		320	320.00	1.29	318.71	
H.1		320	320.00	3.73	316.27	
2		320	320.00	1.50	318.50	
3		320	320.00	3.03	316.97	
4		320	320.00	0.68	319.32	
5		320	259.78	0.62	259.16	
6		320	350.00	1.11	348.89	
7	300	330.00	7.12	322.88		
	計	3,500	3,506.97	31.53	3,475.44	
三 期	8	150	150.00	2.35	147.65	
	9	150	150.00	0.50	149.50	
	10	150	150.00	7.00	143.00	
	11	150	150.00		150.00	
	12	150	150.00		150.00	
	13	150	50.00		50.00	
	14	150	22.18		22.18	
	15~17	450				
	計	1,500	822.18	9.85	812.33	
	計	11,000	10,414.86	172.38	10,242.48	

8. 直近5期間の決算の状況（一般会計）

(1) 収支計算書

(単位:千円)

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
事業収入	1,052	0	155	198	226
間伐事業収入	1,052	0	155	198	226
補助金収入	461,682	491,791	435,833	319,074	259,796
造林補助金収入	434,497	463,232	427,861	304,133	250,000
間伐補助金収入	22,068	22,150	0	5,866	0
利子助成金収入	5,117	6,409	7,972	9,075	9,796
基本財産運用収入	95	90	50	68	44
基本財産利息収入	95	90	50	68	44
借入金収入	1,382,116	1,263,342	996,645	878,799	768,694
短期借入金収入	5,643	5,726	302	0	0
県借入金収入	5,643	5,726	302	0	0
長期借入金収入	1,376,473	1,257,616	996,343	878,799	768,694
農林公庫借入金収入	668,588	558,810	282,365	207,059	133,111
県借入金収入	707,885	698,806	713,978	671,740	635,583
雑収入	3,941	2,331	189	127	151
雑収入	3,941	2,331	189	127	151
その他の収入	28,812	40,616	36,702	17,793	58,628
分収林損失補償収入	27,358	37,493	36,702	5,985	17,338
森林災害保険金収入	1,454	3,123	0	11,808	8,656
森林整備地域活動支援交付金収入	0	0	0	0	32,634
分収林整備促進事業収入	3,750	3,374	2,880	2,002	1,556
青い森づくりボランティア事業収入	0	0	0	0	3,490
ボランティア活動事業収入	0	0	0	0	1,690
ボランティア促進事業収入	0	0	0	0	1,800
当期収入合計	1,881,448	1,801,544	1,472,454	1,218,061	1,092,585
前期繰越収支差額	16,092	13,095	4,927	12,039	11,164
収入合計	1,897,540	1,814,639	1,477,381	1,230,100	1,103,749

分収造林事業を中心とした一般会計の収支計算書である。

事業量の減少に伴い、農林公庫借入金収入は徐々に減少しているが、県からの借入金収入はあまり減少していない。

平成14年度から、青い森づくりボランティア事業が始まっている。

(単位:千円)

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
直接事業費	1,131,911	1,067,236	686,042	511,128	387,813
新植事業費	91,673	95,327	78,948	27,580	16,838
改植事業費	7,299	3,413	1,575	0	0
補植事業費	3,881	977	538	0	0
保育事業費	847,796	757,811	490,046	436,544	340,673
下刈作業費	249,635	233,072	162,746	143,394	125,490
除伐作業費	327,488	290,072	148,125	125,660	103,849
枝打作業費	161,696	158,608	105,396	90,164	39,355
間伐作業費	49,957	54,289	66,084	70,679	67,544
その他	59,020	21,770	7,695	6,647	4,435
造林作業路費	91,289	117,485	83,502	31,889	20,527
先行地拵費	89,973	92,223	31,433	15,115	0
雪害跡地整理事業費	0	0	0	0	9,775
間接事業費	462,988	473,831	468,259	449,157	454,851
森林保険料	8,532	8,532	8,532	2,844	1,129
事業管理費	454,456	465,299	459,727	446,313	453,722
公庫借入金支払利息	428,992	434,069	437,506	427,254	442,208
その他	25,964	31,230	22,221	19,059	11,514
事務管理費	116,236	117,539	150,671	111,464	99,772
事務管理費	116,236	117,539	150,671	111,464	99,772
役員報酬	11,030	10,860	10,741	10,431	5,484
給料	51,850	53,114	57,096	48,820	43,188
職員手当	35,542	34,797	36,782	31,688	26,447
退職手当	0	667	25,916	0	1,508
賃金	0	0	0	1,286	1,323
法定福利費	5,484	5,829	6,701	6,283	8,584
その他	12,330	12,272	13,435	12,956	13,238
借入金返済支出	158,187	132,498	143,057	140,781	103,224
短期借入金返済支出	5,643	5,726	302	0	0
長期借入金返済支出	152,544	126,772	142,755	140,781	103,224
公庫借入金返済支出	92,938	86,712	124,533	96,947	94,839
県借入金返済支出	59,606	40,060	18,222	43,834	8,385
その他の支出	11,373	15,234	14,433	4,404	41,869
分収林損失補償交付金	11,147	14,874	14,433	2,331	6,856
森林災害保険交付金	226	360	0	2,073	2,378
森林整備地域活動支援事業費	0	0	0	0	32,635
分収林整備促進事業費	3,750	3,374	2,880	2,002	1,556
青い森づくりボランティア事業費	0	0	0	0	3,490
ボランティア活動事業費	0	0	0	0	1,690
ボランティア促進事業費	0	0	0	0	1,800
当期支出合計	1,884,445	1,809,712	1,465,342	1,218,936	1,092,575
当期収支差額	△ 2,997	△ 8,168	7,112	△ 875	10
次期繰越収支差額	13,095	4,927	12,039	11,164	11,174

(2) 正味財産増減計算書

(単位:千円)

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
資産増加額	2,293,322	2,291,226	1,992,875	1,803,027	963,313
分収林増加額	2,293,322	2,288,430	1,985,538	1,802,868	963,194
その他固定資産増加額	0	2,796	225	0	0
当期収支差額	0	0	7,112	0	10
その他流動資産増加額	0	0	0	159	109
負債減少額	158,187	132,498	143,057	140,781	358,591
短期借入金返済額	5,643	5,726	302	0	0
公庫借入金返済額	92,938	86,712	124,533	96,947	94,839
県借入金返済額	59,606	40,060	18,222	43,834	8,385
退職給与引当金取崩額	0	0	0	0	274
未払費用減少額	0	0	0	0	255,093
増加額計	2,451,509	2,423,724	2,135,932	1,943,808	1,321,904
資産減少額	23,888	38,275	23,709	7,016	12,886
当期収支差額	2,997	8,168	0	875	0
分収林解除額	18,844	27,820	22,133	2,134	8,319
分収林災害損失額	363	600	0	3,109	3,567
減価償却額	1,684	1,619	1,527	721	464
固定資産除却額	0	68	49	177	377
その他流動資産減少額	0	0	0	0	159
負債増加額	1,970,770	1,897,344	1,678,172	1,917,558	1,051,497
短期借入金増加額	5,643	5,726	302	0	0
公庫借入金増加額	668,588	558,810	282,365	207,059	133,111
県借入金増加額	1,296,539	1,332,808	1,395,505	1,403,267	660,779
退職給与引当金繰入額	0	0	0	52,139	2,401
未払費用増加額	0	0	0	255,093	255,206
減少額計	1,994,658	1,935,619	1,701,881	1,924,574	1,064,383
当期正味財産増減額	456,851	488,105	434,051	19,234	257,521
前期繰越正味財産	5,328,050	5,784,901	6,273,006	6,707,057	6,726,291
期末正味財産合計額	5,784,901	6,273,006	6,707,057	6,726,291	6,983,812

平成13年度から、公庫借入金利息の未払計上と退職給与引当金の計上が始まった。

(3) 貸借対照表

(単位:千円)

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
現金預金	14,182	7,963	37,454	6,772	12,478
未収金	0	3,495	2,880	6,741	10,248
前払金	0	0	0	287	0
前払費用	0	0	0	124	90
未収収益	0	0	0	35	20
流動資産計	14,182	11,458	40,334	13,959	22,836
定期預金	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
基本財産計	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
分収林	32,584,220	34,844,230	36,807,635	38,605,260	39,556,567
建物	0	223	193	162	131
車両運搬具	2,407	1,456	744	744	744
工具器具備品	1,656	3,492	2,885	2,018	1,208
電話加入権	150	150	150	150	150
その他の固定資産計	32,588,433	34,849,551	36,811,607	38,608,334	39,558,800
固定資産計	32,608,433	34,869,551	36,831,607	38,628,334	39,578,800
資産合計	32,622,615	34,881,009	36,871,941	38,642,293	39,601,636
未払金	161	5,865	26,814	1,460	10,630
未払費用	0	0	0	255,093	255,206
預り金	926	665	1,481	1,175	922
流動負債計	1,087	6,530	28,295	257,728	266,758
農林公庫借入金	12,760,394	13,232,491	13,390,324	13,500,435	13,538,707
県借入金	14,076,233	15,368,982	16,746,265	18,105,699	18,758,092
退職給与引当金	0	0	0	52,140	54,267
固定負債計	26,836,627	28,601,473	30,136,589	31,658,274	32,351,066
負債合計	26,837,714	28,608,003	30,164,884	31,916,002	32,617,824
正味財産	5,784,901	6,273,006	6,707,057	6,726,291	6,983,812
負債・正味財産計	32,622,615	34,881,009	36,871,941	38,642,293	39,601,636

上記のとおり、資産の部の大部分は分収林勘定であり、負債の部の大部分は長期借入金である。

9. 直近5期間の決算の状況（特別会計）

(1) 収支計算書

(単位:千円)

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
補助金収入	52,386	52,779	52,115	51,513	41,298
林業労働力確保支援センター事業補助金収入	52,386	52,779	52,115	51,513	41,298
借入金収入	3,000	0	0	0	0
長期借入金収入	3,000	0	0	0	0
林業就業促進資金借入金収入	3,000	0			
受託事業収入	7,224	6,500	7,300	7,800	8,754
林業雇用改善促進事業収入	7,224	6,500	7,300	7,800	8,754
負担金収入	1,290	1,290	1,290	1,290	1,280
負担金収入	1,290	1,290	1,290	1,290	1,280
雑収入	5	145	4	2	200
雑収入	5	145	4	2	200
当期収入合計	63,905	60,714	60,709	60,605	51,532
前期繰越収支差額	0	3,005	3,150	3,005	3,014
収入合計	63,905	63,719	63,859	63,610	54,546
森林整備担い手確保支援対策事業	11,910	11,804	11,804	10,530	4,262
林業労働力確保支援センター推進事業費	746	746	746	676	208
担い手確保対策事業費	356	356	356	300	0
基幹林業就業者等養成事業費	9,070	9,070	9,070	8,554	4,054
林業事業体支援事業費	1,738	1,632	1,632	1,000	0
森林整備担い手対策推進事業費	34,612	29,946	27,607	28,212	24,555
労働安全衛生事業費	1,654	961	961	741	1,133
技術技能向上事業費	1,000	0	0	0	0
福利厚生事業費	29,958	26,185	24,846	25,871	22,422
高性能林業機械化促進事業費	0	800	800	600	0
その他森林整備事業費	2,000	1,000	1,000	1,000	1,000
林業就業促進資金貸付事業費	0	0	0	0	0
受託事業費	7,224	6,500	7,300	7,800	8,754
林業雇用改善促進事業費	7,224	6,500	7,300	7,800	8,754
管理運営費	5,864	12,029	12,704	12,771	12,481
管理運営費	5,864	12,029	12,704	12,771	12,481
給料	2,575	6,628	6,756	7,367	6,364
職員手当	1,477	4,281	4,158	4,441	3,858
退職手当	0	0	644	0	459
法定福利費	409	487	494	609	1,123
その他	1,403	633	652	354	677
管理事務費	0	0	1,439	1,283	1,486
管理事務費	0	0	1,439	1,283	1,486
子備費	1,290	1,290	0	0	0
当期支出合計	60,900	60,569	60,854	60,596	51,538
当期収支差額	3,005	145	△ 145	9	△ 6
次期繰越収支差額	3,005	3,150	3,005	3,014	3,008

特別会計は、林業労働力確保支援センター事業に係る収支と財政状態を表している。

(2) 正味財産増減計算書

(単位:千円)

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
資産増加額	5,238	415	0	27	91
当期収支差額	3,005	145	0	9	0
固定資産増加額	2,233	270	0	0	0
その他流動資産増加額	0	0	0	18	91
負債減少額	0	0	0	0	140
退職給与引当金取崩額	0	0	0	0	140
増加額計	5,238	415	0	27	231
資産減少額	98	383	562	417	396
当期収支差額	0	0	145	0	6
減価償却額	98	383	417	402	372
固定資産除却額	0	0		15	0
その他流動資産減少額					18
負債増加額	3,000	0	0	140	0
長期借入金増加額	3,000	0	0	0	0
退職給与引当金繰入額	0	0	0	140	0
減少額計	3,098	383	562	557	396
当期正味財産増減額	2,140	32	△ 562	△ 530	△ 165
前期繰越正味財産	0	2,140	2,172	1,610	1,080
期末正味財産合計額	2,140	2,172	1,610	1,080	915

(3) 貸借対照表

(単位:千円)

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
現金預金	690	3,828	4,936	4,138	4,033
未収金	33,459	26,417	25,277	25,870	22,637
前払費用				18	91
流動資産計	34,149	30,245	30,213	30,026	26,761
工具器具備品	2,135	2,022	1,605	1,188	816
固定資産計	2,135	2,022	1,605	1,188	816
資産合計	36,284	32,267	31,818	31,214	27,577
未払金	31,134	27,044	27,066	26,864	23,494
預り金	10	51	142	130	167
流動負債計	31,144	27,095	27,208	26,994	23,661
県借入金	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
退職給与引当金	0	0	0	140	0
固定負債計	3,000	3,000	3,000	3,140	3,000
負債合計	34,144	30,095	30,208	30,134	26,661
正味財産	2,140	2,172	1,610	1,080	916
負債・正味財産計	36,284	32,267	31,818	31,214	27,577

第2 外部監査の結果及び意見

1. 分収造林事業の概要

(1) 分収造林契約の意義

公社の行う分収造林事業は、「分収林特別措置法」(昭和33年法律第57号)に基づき、分収造林契約を締結して行うものである。(財団法人青い森振興公社業務方法書第3条)

公社の締結する分収造林契約の主な内容は次のとおりである。

- ・土地所有者は土地を提供し、公社は自己の負担で当該土地上に樹木を植栽する。
- ・土地所有者は、公社のため立木の所有を目的とする地上権を無償で設定する。
- ・樹木の保育と管理は公社が行う。
- ・造林契約の存続期間は原則として60年以内とする。
- ・造林木の売払代金から売払いのために要した調査費、伐採費、その他の経費を控除した額を分収の対象とする。
- ・収益の分収割合は、公社60%、土地所有者40%とする。
- ・造林木は、公社と土地所有者の共有とし、その持分は、分収割合に等しいものとする。

(2) 造林作業の概要

人工林の植付けから伐採までの一生は、概ね次のとおりである。(参考文献:「林地・立木の評価」小倉康彦・小倉康秀共著、清文社刊)

①地拵(じごしらえ)及び植付け

対象地に生えている灌木を切り、植穴を掘りやすくするための植付けの準備作業を地拵という。公社では、杉の場合、1ha当たり3,000本の植付けを行う。

②下刈り

植付けした苗木が雑草や灌木に負けて枯れてしまわないよう、植付け後5~6年間は、毎年雑草等の刈払い作業を行う。

③つる切り

下刈りが終わった以降フジやクズ等のツルが植栽木にからみつき、成長を阻害するので、薬で枯らしたり、ツルを切ったりする。

④除伐

植付けした木の成長の邪魔になる木を取り除く作業である。植付け後10年前後で行う。公社では、除伐により1ha当たり2,500本程度まで減らす。除伐は切って捨てるものであり、収入にはならない。

⑤間伐

植付けした木を成長に合った混み具合に調節するために、その間引きを行う作業で、主伐までに2~3回行う。公社では、杉の場合、第1回目の間伐を27年目に行うが、収入はほとんど見込めない。2回目、3回目の間伐では、ある程度の収入を見込める。

⑥主伐

公社では、現在、林齢55年で皆伐を予定している。杉の場合、間伐を経て、主伐時期の本数は1ha当たり700~800本程度となっている。

(3) 造林作業の見直し

公社コスト軽減のため、平成12年度以降、次のとおり造林作業を見直し、コスト軽減を図ることにした。(杉の場合)

内容	見直し前	見直し後	実施時期
植 付 け	1ha当たり3,000本	1ha当たり2,500本	平成14年度から
下 刈 り	6年目まで毎年と8年目の計7回	5年目まで毎年と8年目の計6回	平成12年度から
枝打ち及び除伐	3回	2回	平成12年度から
改植及び補植	行う	行わない	平成12年度から

(注) 「改植」とは大面積にわたって苗木が枯死したときに植え替えることをいい、「補植」とは苗木が枯れた場合に補足的に植え直すことをいう。